

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 民生主管部局 御担当者 様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の
見学旅行費等の取扱いについて

児童福祉行政の推進については、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の取扱いのうち、見学旅行費等の取扱いについて、別紙のとおり Q & A としてとりまとめましたので、その取扱いについて遺漏無きようご留意いただくとともに、貴管下の関係施設等に対して周知いただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課措置費係

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 4880)

E-mail : k-sochihi@mhlw.go.jp

(別 紙)

(問) 自立援助ホームに入所している高等学校3年生(特別支援学校高等部を含む。)に対して、修学旅行にかかる費用を見学旅行費にて支弁して差し支えないか。

(答)

自立援助ホームは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)(以下、「交付要綱」という)の第4の2次表に定める見学旅行費の対象としていなかったところであるが、今般、自立援助ホームにおいても児童養護施設等と同様に、高等学校3年生が一定数入所していることを踏まえ、自立援助ホームに入所する高等学校3年生の修学旅行に必要な交通費や宿泊費等について、見学旅行費にて支弁して差し支えないこととする。

なお、今後、今年度に交付要綱の改正を行い、本年4月に遡って支弁することとする。

(問) 児童養護施設等に入所する児童の携帯電話等の端末代や通信料について、措置費として支弁して差し支えないか。

(答)

携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段や緊急連絡手段として、日常生活において有用なものとなっていることを踏まえ、携帯電話等の端末代及び通信料は、交付要綱の第4の2次表に定める一般生活費の対象として支弁して差し支えないこととしている。

また、携帯電話等を高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的を持って所持するものであれば、特別育成費(その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等)として支弁して差し支えないこととする。

なお、携帯電話の使用にあたっては、所持するかどうかも含め、子どもの年齢、利用頻度、閲覧の制限など、各施設において適切に判断いただきたい。